



# 沢辺税理士事務所通信

平成 27 年 8 月 1 日号

NO.016

## 執筆協力させていただきました書籍が発刊されました。

7月上旬に、歯科医院の経営に関する書籍「これ1冊で安心！ 歯科医院経営の成功手法がわかる本」が株式会社あさ出版様より発刊されました。全国書店、Amazonでも発売されます。当事務所のお客様につきましては、ご希望の方には無料で配布させていただいております。数に限りはございますが、ご希望がございましたら、沢辺までお知らせください。



現在、歯科医院は全国に70,000件あり、コンビニの1.5倍以上の数だと言われております。その中でいかに特色、強みを打ち出していくか、という経営の視点は業種を問わず必要になって参ります。…ちなみに税理士も全国に70,000人程度いるそうです(^\_^)

## 離婚により財産を分けた場合でも税金がかかる！？

厚生労働省が平成27年1月に発表した「人口動態統計の年間推計」によると、**夫婦の3組に1組が離婚している**そうです(!)。長年連れ添った夫婦が離婚に至った場合、夫婦共有の財産をどのように分けるか(財産分与といいます)、という問題が出てきます。預貯金などは半分ずつ分けることができますが、今まで住んでいた持ち家はどのようにするのか?となるといろいろ問題が出てきそうです。いわゆる分け前をどうするかの問題もありますが、気を付けないと**予期せぬ税金が課税されるケースも出てきます**。

まず、財産をもらう側(専業主婦の方が、ご主人名義の預貯金をもらう場合など)ですが、慰謝料はもちろんのこと、「協議離婚に伴う財産分与による所得」にも、税金は課されません。持ち家をもらった場合も同様です。まあ、当然かなと思いますが、ただし、もらった財産があまりに過大だったり、偽装離婚だったりすると贈与税が課されます。

財産を渡す方はどうでしょうか?なんで渡す側に税金がかかるんだ?という声が聞こえてきそうですが、実は**ご主人名義の持ち家を奥様名義に変更した場合に、ご主人に「所得税、住民税」が課されるケースがあります**。なぜなら、「離婚に伴う不動産の財産分与は、財産分与義務の消滅という経済的利益を対価(売値)とした不動産の譲渡」とみなされて譲渡所得税等が課されるからです。

「はっ?なんで?」という感じだと思いますが、そのような取扱いになっています。ただ、「譲渡」とみなされるので、不動産の買値が上回っていて利益部分がでなければ税金はかかりません。

そして、買値が下回っているときにも、特例を使うことができます。居住用財産を譲渡した場合には、確定申告をすれば3,000万円までの譲渡所得が非課税になります。ただし、これは親族への譲渡は対象外になるため、「**離婚をして他人になった後に名義変更**」をしないと**いけません**(婚姻期間20年以上なら、2,000万円の贈与税の配偶者控除の非課税枠を離婚前に使う手もあります)。

沢辺税理士事務所 株式会社沢辺会計コンサルタント

〒732-0811 広島市南区段原三丁目3番27号 段原メディカルビル3階

TEL 082-236-3935 FAX 082-236-3936 HP: <http://www.sawabe-ac.jp>